

竹島Ⅱ独島は固有領土か、強奪領土か

朴炳涉

PARK Byoung Sup

はじめに

竹島Ⅱ独島問題は日韓間に突きささったトゲのようなもので、事あるごとに両国の民族心を刺激し、過去にはそれが高じて銃撃戦にまで発展したこともありました。一昨年も竹島Ⅱ独島周辺の調査船問題がこじれて、一時は日韓両国の警備艇同士が衝突する事態も懸念されたほどでした。

もともと竹島Ⅱ独島問題の根は深く、日韓両国が正反対の見解で角突き合わせているだけに、今後も同じような騒動が繰り返される恐れがあります。昨年も韓国の盧武鉉（ノ・ムヒョ）ン）大統領は対日政策に関する異例の特別談話を発表し、竹島Ⅱ独島問題は「日本が朝鮮半島の侵略で最初に奪い去った歴史の土地だ」と述べ、激しく日本を非難しました。

これに対する日本政府も一歩も後へ引かない

ようです。その核になっているのは、半世紀以上も外務省が言いつづけてきた「竹島は日本の固有領土」という主張です。このように日韓両国は竹島Ⅱ独島の歴史を根拠に強硬な主張を繰り返してきますが、その割には竹島Ⅱ独島の歴史が、特に日本ではよく知られていないのが現状です。そこで、この稿では主に歴史に重点をおき、江戸時代から明治時代を概観することにします。

江戸時代の竹島Ⅱ独島領有意識

日本政府が竹島Ⅱ独島を日本の固有領土とする根拠は時代とともに変化し、かつては最大の根拠としていた「松島（竹島Ⅱ独島）渡海免許」の主張を最近は引っ込めたようです。最新の主張を同省のホームページにみることにします。外務省は固有領土の根拠として左記の三項目を掲げました。

①竹島の認知

今日の竹島は、我が国では明治時代の初め頃までは「松島」の名前で呼ばれており、当時「竹島」（または「磯竹島」と呼ばれていたのは、現在の鬱陵島のことでした。しかし、我が国が、古くから「竹島」や「松島」をよく認知していたことは、多くの文献や地図等により明白です。

②竹島の領有

我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる一七世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます。この当時、鳥取藩米子の大谷・村川両家は、鬱陵島への渡海を幕府から公認され、交互に毎年一回、同島に渡海して漁労や竹木の伐採等を行うとともに、これによって得られた鮑（あわび）を幕府に献上してきました。この間、今日の竹島は、鬱陵島への渡海の船がかりの地として、また、漁採地として利用されてきました。

③鬱陵島への渡海禁止

大谷・村川両家による鬱陵島の開発は約七〇年間平穏に続けられていました。しかし、一六九二年に村川家が、また、一六九三年に大谷家が鬱陵島に出向くと、多数の朝鮮人が鬱陵島において漁採に従事しているのに遭遇しました。これを契機に、日本と朝鮮の政府間で鬱陵島の領有権を巡る交渉が開始されましたが、最終的に幕府は、一六九六年一月、鬱陵島への渡海を禁止することとしました(いわゆる「竹島二件」)。ただし、竹島への渡航は禁じませんでした。

日本が竹島や松島をいかによく知っていたとしても、それだけでその地が日本領になるわけはありません。また、その地で頻繁に漁労や竹木の伐採などを行なうことは、もしその地が外国領であれば、その行為は密漁ないしは略奪行為であり、許されるものではありません。鬱陵島がその典例例でした。同島の歴史をふり返ってみます。

一六二〇年、江戸幕府は対馬藩に命じて、竹島(鬱陵島)で密貿易を行なっていた弥左衛門・仁左衛門親子を「潜商」の罪で捕えました。そ

のことが幕府の外交資料集である『通航一覽』に記されましたが、その記事において鬱陵島は「竹島、朝鮮国属島」と記述されました。幕府や対馬藩は竹島を明確に朝鮮領と認識していたのでした。それにもかかわらず、幕府はその「潜商事件」の五年後、外務省が説明するように、竹島への渡海免許を鳥取藩の大谷・村川両家に与えました。幕府に竹島奪取の意図があったのかどうか疑われるところです。このように幕府や対馬藩が朝鮮領と考えていた竹島へ大谷・村川両家が出漁したのですから、朝鮮漁民との「遭遇」は必然でした。

元禄期の一六九三年、二度目の遭遇を契機に、幕府は朝鮮との通商をまかせていた対馬藩に対し、竹島へ朝鮮人が渡海しないように朝鮮へ要求する交渉を命じました。外務省のホームページに述べられた「竹島一件」の始まりですが、これは無理難題でした。朝鮮領である鬱陵島へ朝鮮人の渡海を禁じるという途方もない要求だっただけに、朝鮮が受けいれるはずがありません。交渉はたちまち暗礁に乗りあげました。

その時になって、幕府はやっと竹島問題を本格的に調査し始めました。まず、鳥取藩へ七か条の問い合わせをおこないました。その第一条を意識すると「因州、伯州に付属する竹島はい

つのころから両国の付属か？」という質問でした。当時の幕府は、竹島が因伯両国を支配する鳥取藩の所屬と思いきんでいたようです。しかるに、鳥取藩の回答は「竹島は因幡、伯耆の付属ではありません」として自藩領ではないことを明言しました。そもそも、竹島への渡海許可は鳥取藩主によるものではなく、幕府の老中四人が連署した奉書によってなされたので、鳥取藩の回答は当然でした。

幕府は、他に竹島の大きさや渡海の実情などを尋ねましたが、注目されるのは第七条の「竹島の他に両国へ付属の島はあるか？」との質問です。これに対する鳥取藩の回答は「竹島や松島、その他、両国に付属する島はありません」として、松島(竹島≠独島)も鳥取藩の付属でないことを明言しました。実はこの時、幕府は松島の存在を知らなかったのです。幕府は回答書に松島の名が登場したことに関心を示し、追加質問をおこなったくらいでした。

外務省のホームページは、鬱陵島への渡航禁止後も松島への「渡航は禁じませんでした」と記しましたが、これは明らかに我田引水です。竹島が鳥取藩所屬でない、ひいては日本領でないという理由で同島への渡海を禁止したのですから、同じく鳥取藩所屬でない松島もひいては

日本領ではないので、渡海が当然禁止されたとみるべきです。

さらに当時、松島は竹島と一對ないしは竹島の付属島と考えられており、史料に「竹島近辺

松島」「竹島の内松島」などと記されました。

そもそも、松島はその名前に反して松の木はおろか、木が一本も生えていない岩の島でした。

それにもかかわらず松島と呼ばれたのは、竹島と対をなすという考えから自然に名づけられました。そのため、多くの「地図や文献」で両島

は一對に扱われました。しかし、公的な地図や文献で両島が日本領として記載されたことは一度たりともありませんでした。

地図でいえば、外務省は沈黙していますが、江戸時代に発行された唯一の官撰地図「官版

実測日本地図」に竹島・松島は記述されませんでした。この地図は伊能忠敬の地図を元に作られたのですが、伊能図にも竹島・松島はありません。

官撰地図や官撰絵図からも江戸幕府は竹島Ⅱ独島を日本領と認識していなかったことがわかります。

朝鮮王朝の竹島Ⅱ独島領有意識

朝鮮では古くから朝鮮の東海に二島あることが知られていました。二島とは鬱陵島と于山島

ですが、鬱陵島は時には武陵島、蔚陵島など様々な名前と呼ばれました。両島は一五世紀の官撰地理誌である『世宗実録』地理志にこう記されました。

「于山と武陵の二島が県の真東の海中にある。お互いに遠くなく、風日が清明であれば望見することができ。新羅の時に于山国と称した。一説に鬱陵島と云う。その地の大きさは百里という」。

鬱陵島近辺には無数の岩や島がありますが、天候が清明の時にだけお互いに望みできる島は竹島Ⅱ独島しかありません。したがって、この

文章における于山島は竹島Ⅱ独島とみることができませんが、その位置や大きさなどは記載されませんでした。さらに、当時の鬱陵島には倭寇

などを避けるために空島政策がしかれ、渡海が禁じられていました。そのため、于山島の認識

はあいまいで、いわば書物の上だけの観念的存在でした。

ところが、一六九六年に一大転機が訪れました。韓国で英雄とされる漁民の安龍福が鳥取藩

へやって来ました。かれは、三年前に鬱陵島で日本の大谷家の船により日本へ拉致されたこと

がありました。今度はみずから来日しました。その目的は鳥取藩への訴訟であり、朝鮮の官吏

を装って、船に「朝鮮両島監稅將臣安同知驛」と書いた旗を立ててやって来ました。旗の意味

を日本では「朝鮮の鬱陵、于山両島の監稅將臣、安同知が乗務」と解されました。于山は于山島であり、同知は職名です。この時の安龍福

は訴訟のために「朝鮮八道の図」まで用意しました。その地図で鬱陵島と于山島が朝鮮の江原道に属するとされました。しかも鬱陵島は日本

でいう竹島、于山島は松島であり、両島は朝鮮領であると彼は主張しました。この事件は、鳥取藩のみならず、幕府や対馬藩に衝撃を与えました。紆余曲折の末、対馬藩は当初の主張とは逆に日本人の渡海禁止を朝鮮へ伝達して「竹島

一件」交渉を終結させました。

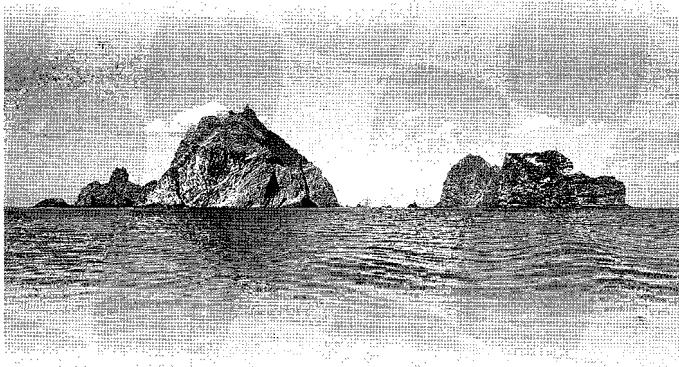
この安龍福の第二次渡日事件により、朝鮮の官撰史書である『東国文献備考』や『萬機要覽』

などに「鬱陵、于山は皆于山国の地、于山はすなわち倭がいうところの松島なり」と記される

ようになり、于山島に対する領有意識が確立しました。しかし、離島に対する空島政策がその

後も継続されたため、于山島の存在は次第にあやふやになり、一九〇〇年の勅令四一号では于

山島の名が消え、竹島Ⅱ独島は石島とされました。その詳細は文末の参考書に譲ることにします。



竹島 = 独島

明治時代の「竹島外一島」版図外確認

かつて奈良時代に全国の風土記が作成されましたが、それに匹敵する本格的な地理誌が明治初年に発刊されました。刊行は、明治時代の国家最高機関である太政官に付属した正院地誌課およびそれを引き継いだ内務省地理局によってなされました。その『日本地誌提要』は、竹島・松島を「隠岐」条にてこう記しました。

「○本州の属島。知夫郡四五。海士郡一六。周吉郡七五。穩地郡四三。合計一七九。これを

総称して隠岐の小島という。

○また、西北にあたり松島・竹島の二島がある。土俗が伝えている。穩地郡の福浦港から松島に至る。海路はおよそ六九里三五町（二七五キロメートル）。竹島に至る。海路およそ一〇〇里四町（三九三キロメートル）。朝鮮に至る海路およそ一三六里三〇町（五三七・三キロメートル）。

このように官撰地誌において竹島・松島が本州の属島外とされましたが、これは重要であることを意味します。明治時代の地理学者である田中阿歌麻呂もそのように理解して『地学雑誌』二〇〇号にこう記しました。

「明治初年に到り、正院地誌課にてその島（竹島＝独島）が本邦の領有を完全に非認したので、その後の出版された多くの地図はその所在を示さないようである。明治八年 文部省出版 宮本三平氏の日本帝国全図にはこれを載せても、帝国の領土外に置き塗色せず」。

明治政府は、竹島・松島を日本の領土外とする方針をその後も一貫して堅持しました。その一例として明治政府の地籍編纂事業をあげるることができます。明治一〇（一八七七年）、竹島（鬱陵島）の地籍が問題になった時に内務省は元禄

期の「竹島一件」を考慮し、竹島外一島を日本の領土外と判断しました。ここにいう「外一島」が松島（竹島＝独島）をさすことは、鳥根県からの伺書「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」に添付された資料から明白です。そこにこう記されました。

「次に一島あり。松島と呼ぶ。周囲三〇町（三・三キロメートル）である。竹島と同じ船路にある。隠岐をへだてる八〇里（三二〇キロメートル）ばかりである。樹木や竹は稀である。また、魚や獣（アシカ）を産する」。

また、鳥根県からの伺い書に「磯竹島略図」が添付されましたが、そこに描かれた松島を見ても同島が竹島＝独島を指すのは明らかです。内務省は「領土の取捨は国家の重大事」との認識から念のために太政官の裁可を仰ぐべく「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」を太政官へ提出しました。これは難なく承認され、竹島・松島を日本の領土外とする太政官の指令が出されました。

この決定にしたがい、国土担当機関である内務省を始め、政府機関は地図において竹島＝独島を日本の領土外として扱いました。それらの一覧は左記の通りです。

①内務省（一八七九）、「大日本府縣管轄圖」、

竹島・松島なし

②内務省（一八八〇）、「大日本國全圖」、竹島・松島なし

③内務省（一八八一）、「大日本府縣分轄圖」、各府県図に竹島・松島なし

（極東図の「大日本全國略図」改訂版で竹島・松島は無彩色）

④陸軍参謀局（一八七七）、「大日本全圖」、竹島・松島なし。

⑤陸軍陸地測量部（一八八五）、「輯製二十万分之一圖一覽表」、松島はなし。竹島は島名がなく、点線表示。

⑥文部省（一八七七）、「日本帝國全圖」、竹島・松島は無彩色

これらの地図で竹島＝独島はまったく記載されないか、あるいは描かれても日本領外として表示されました。この認識は海軍でも同様でした。島などを測量した水路部は竹島＝独島を『日本水路誌』には載せず、『朝鮮水路誌』にリアンコールト列岩の名で記載しました。ここに日本古来の呼び名である「松島」が消えてしまいました。しかも激しい島名混乱が起き、松島の名は次第に鬱陵島を指すようになりました。

一方、外務省の認識も同様で、明治初年の『朝鮮外交始末内探書』において「竹島松島朝

鮮付属に相成候始末」とする報告書を作成しました。このように明治政府のすべての機関が、竹島＝独島を朝鮮領と考えていたといっても過言ではありません。このような事実に対して、外務省は一切沈黙したままです。これは一種の情報隠しとも言えます。

日本の「竹島」領土編入

帝国主義国家として著しい発展を遂げた日本帝国は、朝鮮や満州における勢力圏確保をめぐってロシアと対立するようになり、一九〇四年二月、旅順のロシア艦隊に奇襲攻撃をかけて日露戦争を始めました。しかし、初期の戦況は日本に不利でした。特に日本海では日本の輸送船がウラジオ艦隊に次々と沈められ、軍需物資の補給に支障をきたしていました。そのため、日本海における軍事施設の強化が急務であり、鬱陵島や竹島＝独島は軍事上の重要なキーストーンとして浮かびあがりました。

そうした折、隠岐に住む中井養三郎はリヤンコ島（竹島＝独島）におけるアシカ猟の独占を図り「リヤンコ島領土編入ならびに貸下願」を政府に提出しました。しかし、これには内務省が反対しました。かつて同省は竹島＝独島を版図外とする太政官指令を受けていただけに、願

書に対して「この時局に際し、韓国領地の疑ある莫荒たる一箇不毛の岩礁を収めて、環視の諸外国に我国が韓国併呑の野心あることの疑を大ならしむ」として願書を一旦は却下しました。

しかし、外務省の考えは違っていました。政務局長の山座円次郎は「時局なればこそ、その領土編入を急要とするなり。望楼を建築し、無線もしくは海底電信を設置せば、敵艦監視上きわめて屈辱ならずや。特に外交上、内務のごとき顧慮を要することなし。すべからく速やかに願書を本省に回付せしむべし」として中井を督促しました。この時期、日本は日英同盟や桂タフト条約を締結しており、もはや朝鮮問題で西欧列強に神経を使う必要がなかったのです。日本は帝国主義国家の本性のままに領土拡張の牙をむきだしにしたのでした。この外務省の論理に内務省も従い、一九〇五年二月、リヤンコ島を日本領へ編入することを閣議決定しました。

日本政府が竹島＝独島を領土編入した論理ですが、それは「無主地」であるリアンコ島に中井が一九〇三年以来「移住」したので、これを国際法上の占領と認めて日本の領土に編入したというものでした。しかし、この論理には無理があります。まず、竹島＝独島は民間人が居住できるような島ではなかったし、また中井が竹

島Ⅱ独島に本格的に居住した事実もありませんでした。それにも増して重要なのは、それまで日本政府が朝鮮領と考えていたリアンコ島を無主地と判断したことです。かつて明治政府は、内務省や外務省、海軍、陸軍、太政官など関係機関が同島を朝鮮領と考えていましたが、その判断を根本的に覆すものでした。

閣議決定後、領土編入は政府内で秘密裏に処理されました。官報による告示もなく、わずかに政府の訓令を受けた島根県が県告示で関係者に公表したにとどまりました。同県は二月二日、県告示四〇号で同島を竹島と命名し、隠岐

高司の所管にすると公示しました。このように日本の竹島Ⅱ独島編入は政府レベルで秘密裏になされたので、日本国民はその事実をほとんど知らずにいました。それどころか主要なマスコミすら知らずにいました。告示から三か月以上たった五月三〇日、歴史的な日本海海戦の勝利を伝えるほとんどの新聞は「竹島」の名前を用

いずに、外国名の「リアンコールド岩」という名で報道しました。はなはだしくは、海軍省や官報ですら「竹島」でなく「リアンコールド岩」の名を使用していました。海軍省は水路部を擁し、国境について熟知しているはずなのに、省内では「竹島」編入の事実が周知徹底していなかったようです。また、地元の山陰新聞は県告示を「隠岐の新島」という見だしで小さく報道しました。地元でも固有領土の意識は皆無だったようです。

おわりに

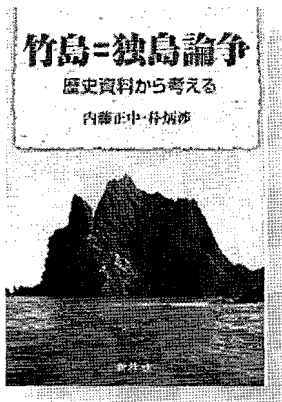
前述のように、日本は江戸、明治時代をとおして竹島Ⅱ独島の領有を確認したことは一度たりともありませんでした。それどころか、元禄期および明治一〇年の二回にわたり、竹島Ⅱ独島を朝鮮と関連づけて幕府や太政官は日本の領土ではないと判断したのでした。

その後、帝国主義国家として発展した日本は、

日露戦争のさなか「時局なればこそ、その領土編入を急要とするなり」との判断から竹島Ⅱ独島の領土編入を閣議決定しました。その際の口実は、竹島Ⅱ独島は「無主地」であるというものでした。これは現在の外務省が主張する「固有領土」説と相いれないことはいまでもありません。

参考書…内藤正中・朴炳涉『竹島Ⅱ独島論争』新幹社、二〇〇七年

筆者アドレス：halfmoon@nuj.biglobe.ne.jp
(パク・ビョンソビ/竹島Ⅱ独島問題研究ネットワーク員)



内藤正中・朴炳涉著
『竹島=独島論争』
新幹社、2007年

ブックレット
LOGOS No.1
年末刊行!

村岡到編
閉塞を破る希望

村岡社会主義論への批評

四六判 一二八頁 定価二〇〇円+税

- 山田太一 齊藤日出治 石橋純 岡田卓己 小松善雄 千石好郎 紅林進
- 碓井敏正 霧山昂 塩沢由典 深津真澄 西川伸一 大江泰一郎

発行元 **ロゴス社**
東京都文京区本郷 2-6-11
TEL03-5840-8525